

二〇二四年度
教育発達学科

小論文

〔自己推薦AO(A)〕

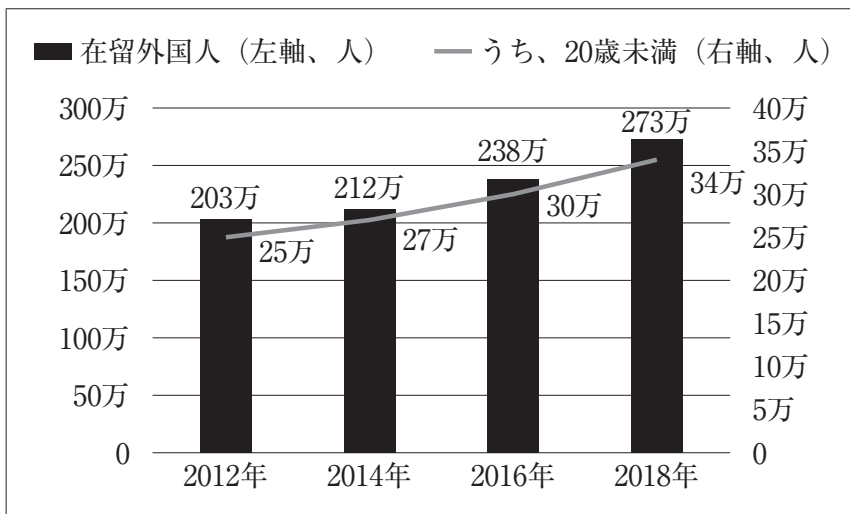
14-02

注意

- 一. 監督者の合図があるまで問題冊子は開かないでください。
- 二. 解答はすべて解答用紙の決められた箇所に入力してください。

次の文章を読み、後の問いに答えなさい。

(1) 第1節 見えなくされてきた外国人児童たち
外国人児童が直面する困難

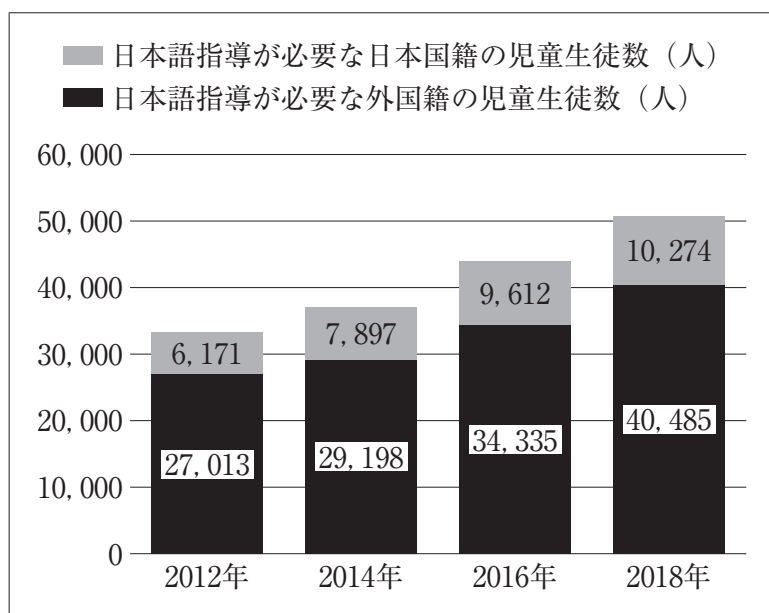


グラフ1 日本に暮らす外国人は年々増えている
各年の在留統計をもとに作成。

まずは、日本に暮らす外国人の子どもが置かれている状況に目を向けることから始めてみよう。現在、日本にどれだけの数の外国人の子どもがいるか、想像したことがあるだろうか。2018年末の時点で日本には外国人が約273万人、外国人の子どもは約34万人いる(20歳未満の在留外国人の数)。34万人と言ったら、同じ年に東京都内の公立中学校に通っている生徒数(約22万人)の1・5倍にのぼり、いまや見過ごせない数になっている。また、この人数は5年前から8万人以上も増えていて、これからも増えつづけると見込まれる。

また、外国から来日したために日本語指導を必要とする児童生徒は、2018年時点で約5万人いる(文部科学省 2019a)。日本で暮らして学校にも通っているにもかかわらず、日本語ができなかったら、一体どんな生活になるだろうか。困ることが多そうだと、日本で暮らす人なら誰もが直感的に思うのではないだろうか。5万人もの子どもが、そんな状況に置かれているのだ。ちなみに、この人数も10年前の3・3万人と比べて1・5倍に増えており、引きつづき増えると思込まれる(文部科学省 2019a)。

このように、日本で暮らす外国人の子どもの数や、日本語ができず



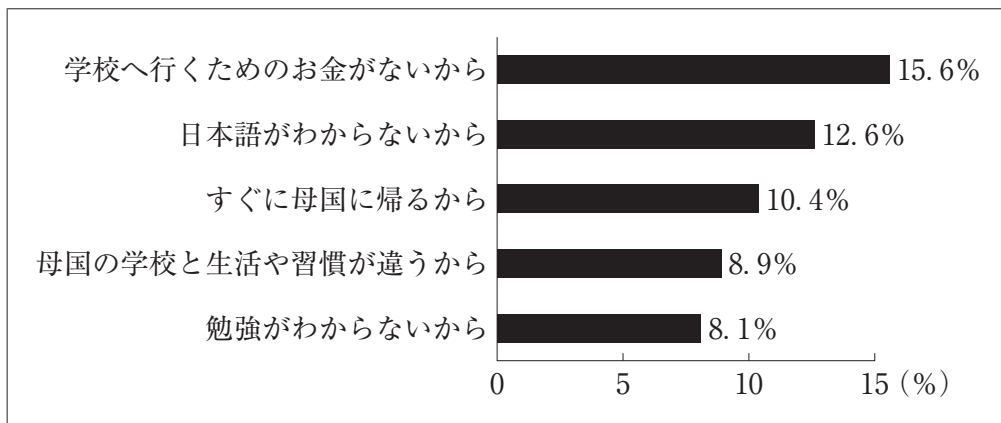
グラフ2 日本語指導が必要な児童生徒数

文部科学省（2019a）をもとに作成。

勉強が必要な子どもの数は増えつづけている。増加の背景には、外国人が日本に住みつづけるようになったことや、定住した外国人が母国から子どもを含む家族を呼び寄せるようになったことがある（宮島 2017: 16）。しかし、こうして日本に外国人の子どもや外国からやってくる子どもが増え、また今後が増えることが見込まれる中でも依然として、彼らの生活を支える制度や環境が十分に用意されているとはいえない。そんな中で、外国人の子どもたちが深刻な困難に直面することもある。

日本に暮らす子どもが多く時間を過ごす、学校に目を向けてみよう。たとえば、外国人の子どもには就学義務が適用されない（憲法26条2）。義務教育の対象ではないということだ。そのことで、歴史的には「在日コリアン」たちが苦難を経験してきた。1950年代以降、日本国籍を持たなかった彼らは、日本の義務教育学校で、日本人と同じ条件の、あるいは彼らに必要な条件を満たす教育を受けることはできなかった（宮島 2017: 3）。

そんな日本でも、1979年に国際人権規約、1982年に難民条約を批准してからは「内外人平等」、すなわち「日本人も外国人も平等」だと公式に言われるようになった。外国人の権利をめぐる法的な差別は次第に解消されてきて、外国人の教育への権利も、その正当性が確立してきた（宮島 2017: 3; 岸田 2003: 64）。しかしながら、そうは言いつつ現在でも、外国人の子どもが受けることのできる学校教育は、あくまで「恩恵」と見なされるにとどまる。現に、義務教育年齢にあたる外国人の子ども約12万人のうち15%を超える1・9万人は、不就



グラフ 3 外国人の子どもの不就学の理由

文部科学省「外国人の子どもの不就学の実態調査」をもとに作成。

教育の機会を得られない外国人の子どもの状況を知る手掛かりとして、古いものになるが文部科学省が 2001 年から 2002 年に実施した、外国人が集住する自治体での「外国人の子どもの不就学の実態調査」を見てみよう。この調査によると、不就学の子どもの保護者が回答する「不就学の理由」には、「学校へ行くためのお金がないから」(15・6%)、「日本語がわからないから」(12・6%)、「すぐに母国に帰るから」(10・4%)、「母国の学校と生活や習慣が違うから」(8・9%)、「勉強がわからないから」(8・1%) などがある。経済・文化・社会的な状況が、外国人の子どもの不就学の理由となりうるということだ。

不就学だけでなく、たとえ義務教育を受けていたとしても、それを終えたあとの進路も外国人児童にとっては深刻な問題となってくる。現在、日本人児童の高校在籍率が 97% を超えている一方で（文部科学省 2018）、外国人児童の場合は 40% 台にとどまると推計されている（宮島 2017: 132）。国籍によっても差が大きく、古いものになるが、2000 年の国勢調査をもとにした推計では、中国人の高校在籍率が 7〜8 割と見られた一方で、フィリピン人は 4 割、ブラジル人は 3 割程度にとどまった（宮島 2017: 132; 鍛冶 2011）。

高校進学を断念する理由としては、外国から来日したので「高校受験の条件を満たさない」「日本語等の困難があり進学が困難と感じる」「進学しようにも高

校入試制度がよく分らない」または「入学後に中退する」「帰国を予定しているので高校には行かない」などが言われる(宮島 2017c: 132)。

高校に進学せず、「早期就労」に至った在日ブラジル人の若者へのインタビュー調査を実施した教育社会学者の児島明は、彼らが早期就労を選択する過程では「家庭においても学校においても早期就労を引き止める力が働かないことが大きく影響していた」と指摘している(児島 2008: 71)。そして、早期就労を選択したことについて「主体的な選択という側面のみを強調することは、かれらを取り囲む環境要因を無視した議論と言わざるをえない」として、後者に目を向ける重要性を訴えている(児島 2008: 71)。

このように外国人児童たちは、高校進学を前にして壁にぶち当たることが多い。また、たとえ高校に進学したとしても、その後に中退を選ぶことも多い。2017年度には、公立高校などに通っていて日本語指導が必要な高校生3933人のうち、9・6%にあたる378人が中退した(文部科学省 2019a)。高校生全体の中退率(1・3%)と比べると7倍にもなる大きな割合となった。外国人児童は高校進学後であっても、相変わらず厳しい局面に立たされ続けうることがうかがえる。

他方、昨今では、家族とともに日本で暮らす外国人は7割以上が日本に定住していく可能性が高いと見られている(宮島 2017c: 132)。もしそうならば、「その子どもたちが高校に行かず中卒以下で終われば、底辺の仕事に就くほがなく、厳しい未来が待っているのは明らか」なのが現実だ(宮島 2017c: 132)。

だからこそ、高校進学 of 断念を通して外国人児童の現在や将来に困難が生じうる状況をかえりみれば、『定住が常態であり、移動が逸脱であると暗黙のうちに想定してきた』近代教育システムのありようを根底から問い直す作業(児島 2009: 伊豫谷 2007)が必要に違いない。「日本で暮らしてきた日本人」を前提としてつくりあげてきた学校教育の制度のしわ寄せを、増えゆく外国人児童たちに負わせない仕組みにつくり変えていく必要があるということだ。

問1 なぜ、仕組みをつくり変える必要があるのか、具体的なデータに基づいて200字以上、250字以内で述べなさい。

(2) 特別支援教育に取り込まれる外国人児童

外国人児童たちが直面する困難は、「包括的な移民統合政策」不在の日本で、日本人への教育を前提とする学校教育のシステムを通して、構造的に準備されてきたと言える。そんな状況の中、外国人児童が「発達障害」を診断され、特別支援学校に進学することになる場合もある。

2012年度から2018年度までの6年間での「日本語指導が必要な児童生徒数」の変化を見ると、全体の増加率を超えて特別支援学校で増加が著しい。「日本語指導が必要な児童生徒」が特別支援学校に通うことになるケースがますます増えているのだ。

しかし一方で、日本の外国人児童のうち特別支援学校に通う児童の割合は、日本の全児童のうちで特別支援学校に通う児童の割合と、ほぼ同じになっている。障害があると見なされるかどうかに、外国人であるかどうかは関係していないようにも思える。

だがさらにその一方で、2018年6月に朝日新聞は、「ブラジル人ら外国人が多く住む地域の小学校で、外国人の子どもが日本人の2倍以上の比率で障害児らを教える特別支援学級に在籍している」ことを記事にしている(朝日新聞 2018a)。記事によれば、「日本語が十分にできないために障害があると診断され、特別支援学級に入れられている例もある」(朝日新聞 2018a)。以下はその詳細だ。

調査したのはNPO法人「国際社会貢献センター」(ABIC)。2015年に三重、愛知、群馬、静岡の4県で外国人児童が多い113小学校を調べたところ、日本人の児童は4万9159人中730人(1・48%)が特別支援学級に在籍し、外国人は1886人中116人(6・15%)だった。16年は岐阜県を加えた5県の117校を調べ、特別支援学級に在籍率は日本人2・17%、外国人5・94%、17年は滋賀県を加えた6県の355校を調べ、日本人2・26%、外国人5・01%だった。

外国人児童が多く通う学校の校長らによると、日本語が理解できないため、障害があるかどうかの見分けが難しいケースがある。ただ、文部科学省特別支援教育課はこうした実態を「調査しておらず、理由は分からない」としている。ABIC

は「特別支援学級に在籍している外国籍の子どもの現状や、指導状況の実態調査が必要だ」として、子どもたちの出身国の関係者の協力も求めるべきだと指摘している（朝日新聞 2018a）。

この調査の後、2019年9月に毎日新聞も「外国人が多く住む25市町」を対象に調査をおこない、前出の調査と同様に「外国籍の子どもの「特別支援学級の」在籍率は2倍超に達していた」との結果を出した（毎日新聞 2019a）。

これらの調査では、調査対象となる自治体が戦略的に限定されていた。そのことこそが、実は重要なポイントだ。文部科学省（2017）が示している通り、「日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられ」ている。日本語に困難を抱える外国人児童は、一部の学校や地域に分かれて多く在籍しているということだ。そういった学校や地域のみを対象にしてこそ浮かびあがる〈事実〉が、上の数字だったと言える。

このように、外国人児童をめぐる固有の文脈や背景を踏まえていなければ、彼らの〈実態〉を把握することすら難しい。それだけ、彼らは『「見えない」存在』（児島 2008: 56; 児島 2017: 137）、なごしは『「見えなくやれている」存在』（児島 2008: 56）なのだ。

では、このようにして浮かび上がった「見えない」存在たちをめぐる〈事実〉の背景には、何があるのだろうか。当の外国人児童たちが特別支援教育の対象となる過程とはいかなるもので、その過程にかかわっていた人々は、何を思っていたのだろうか。彼らは何を根拠に、どんな論理を展開したのだろうか。「日本語が十分にできないために障害があると判断され、特別支援学級に入れられている例もある」（朝日新聞 2018a）と言うが、果たして問題は、外国人児童たち一人ひとりが「日本語ができない」ことに回収しきれるのだろうか。これらの疑問に対する答えは、まだ誰によっても説明されていない。

金春喜（2020）「発達障害」とされる外国人の子どもたち。明石書店、pp. 16-30。

問2 『「見えない」存在たちをめぐる〈事実〉』とは何か、100字以内で説明しなさい。

問3

今後も学校に在籍する外国人児童は増加していくことが予測されます。その場合、あなたはどのような教育改革が必要だと思いますか、また、あなたはどのような教師でありたいと思いますか。これまでの経験や見聞きした具体例を挙げながら、あなた自身の考えを500字以上、600字以内で述べなさい。